公告

食品流通科製造実習用原材料である「冷凍紅鮭」を購入するにあたり、品質のよい有頭の冷凍紅鮭 を必要数量確保するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和4年8月9日

島根県立浜田水産高等学校長 白井 明

- 1. 提案競技に付する事項
- (1) 業務名

浜田水産高等学校 食品流通科製造実習用「冷凍紅鮭」の購入

- (2) 購入物品の仕様 別紙「仕様書」のとおり
- (3)納入期限令和4年11月7日(月)までを予定
- (4) 納入場所 本校が指定する浜田市内の冷凍施設

2. 提案競技参加資格に関する事項

※単独の法人格を有し、次の(1)~(8)までのすべての要件を満たすこと

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は、同条第2号に規定する暴力団もし くは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。) について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。) がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。) がない 者であること。
- (5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条 の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加の申し出時においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (8) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続き又は民事再生法 (平成11年法律第 225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (手続開始の決定後、島根県が別

に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

3. 募集に関するスケジュール等

(1) 公告期間

令和4年8月9日(火)8時30分~令和4年8月22日(月)17時 ※企画提案募集要領等の書類は本校事務室でも配布

(2) 質疑の受付期間

質疑がある場合は、企画提案競技質問書(様式2)で、令和4年8月18日(木)17時まで に、FAXで提出すること。

(3) 質疑の回答方法

質疑の回答は、全ての質疑をとりまとめのうえ、参加者全員(企画提案競技質問書または参加表明書に記載の担当者あて)にFAXで行う。なお、FAX番号の誤記載、各社の伝達等の不備で生じた不利益については、関知しないので注意すること。

(4) 質疑の回答日 (予定)

令和4年8月22日 (月) を予定

(5) 企画提案競技参加表明書の提出期限

令和4年8月29日(月)17時

提案競技に参加したい場合は、企画提案競技参加表明書(様式1)を上記期限までに本校事務室まで持参または郵送により1部提出すること。

(6) 企画提案書類(様式3-1~様式4)の提出期限

令和4年9月6日(火)17時

(7) 企画提案書の審査(予定)

令和4年9月7日(水)~令和4年9月13日(火)の間

※選定委員会において、提出された企画提案書の審査を評価得点により行い、納入予定者を 決定する。

(8) 納入予定者の決定(予定)

令和4年9月15日(木)

4. 企画提案書類の提出について

(1) 提出書類の種類

提案書

- (ア) 会社の概要
- (イ) 総括的事項
- (ウ) 特記事項
- (エ) その他

参考見積調書

(2) 書類作成方法

提出書類は、原則としてA4判・縦、横書きにて作成するものとする。

(3) 提出部数

4部(本書1部、写し3部)

(4) 提出方法

本校事務室まで持参または郵送により提出するものとする。

- (5) その他
 - ①提案書の作成、提出に必要な費用は提案者の負担とする。
 - ②提出書類については返却をしない。
 - ③提出書類は島根県情報公開条例に基づき公開される場合がある。
 - ④提案書に不明な点があれば、電話、メール等で照会を行うことがある。
 - ⑤提出された書類以外にも、審査に必要な書類を求める場合がある。

5. 企画提案競技参加の辞退

企画提案競技参加表明書提出後、企画提案を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに辞退届(様式5)を本校事務室まで持参または郵送すること。

6. 選定審査の実施

(1) 選定委員会の設置

提案書の審査については、「浜田水産高等学校食品流通科冷凍紅鮭納入業者選定委員会」を 設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

選定委員会において、事項の評価基準に基づき審査を行い、もっとも適した提案内容のもの を本業務の納入予定者として選定する。

なお、審査の結果、納入予定者を選定しないことがある。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知を行う。なお、選定結果及び選定の経過に関する問合せには応じない。

7. 契約

(1) 契約方法

選定委員会で選定された提案者と、数量、納期、金額等について協議のうえ、妥結後、物品 購入契約(単価契約書) 締結する。

(2) 契約の手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約上限額(予定)

4,743,360円(消費税及び地方消費税を含む)

※但し、公告時点での予定

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約

保証金又は、これに代わる担保を納付すること。ただし、契約保証金の免除に関する誓約書(様式第6号)を提出し、これを島根県立浜田水産高等学校長が受理した場合は、島根県会計規則第69条の2第7号の規定に該当するものとし、契約保証金の納付を免除するものとする。提出期限は納入予定者決定後、契約締結までの間とする。(郵送による提出も可とする。)

(5) 一括下請け及び再委託の禁止 業務の全部又は、主たる業務について一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。

(6) 支払日

納入検査が完了した後に、適正な請求日から30日以内に支払いを行う。

8. 失格事項

※次のいずれかに該当する者は失格とする

- (1) 提案書の提出期限に遅れた者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) 提案協議にあたり、他社を妨害するなどの不正行為をした者

9. 申請書類等の提出先及び問合せ先

所属名:島根県立浜田水産高等学校

担当者:事務室 山藤 所在地:〒697-0051

島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-3

[TEL]0855-22-3098 [FAX]0855-23-4811